

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
001	令和4年05月17日	アドバイザリーボード「KYOTO INNOVATION LAB」(仮称)に係る企画運営業務	8,954,000		10,109,000	総合企画局都市経営戦略室	プロトスター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002	令和4年04月01日	令和4年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務	5,144,920		5,144,920	総合企画局総合政策室SDGs・地方創生推進担当	株式会社ツナグム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003	令和4年04月01日	公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABD」業務委託	8,998,000		8,998,000	総合企画局総合政策室SDGs・市民協働推進担当	株式会社エス・ティ・ティ・データ経営研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004	令和4年07月08日	令和4年度「戦略的首都圏企業連携推進業務」企画・運営業務委託	8,475,145		8,475,145	総合企画局東京事務所	フォースタートアップス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
005	令和4年04月01日	令和4年度戦略的広域シディPR業務委託	20,000,000		20,000,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社フルハウス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
006	令和4年04月01日	京都市公式ホームページ運用保守業務委託	8,002,500		8,002,500	総合企画局市長公室広報担当	キシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
007	令和4年04月01日	令和4年度 テレビ広報における市政PRスポットの放送業務(4月~6月)	5,940,000		5,940,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社 京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和4年04月01日	令和4年度「声による市民しんぶん」(テープ版・デジCD版)の制作及び発送委託	10,907,460		10,907,460	総合企画局市長公室広報担当	公益社団法人京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	令和4年04月01日	令和4年度市政広報ポスター「京都市民ニュース」の掲出	12,358,060		12,358,060	総合企画局市長公室広報担当	京都市(交通事業)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	令和4年04月01日	令和4年度点字版市民しんぶん(全市版・区版)製作・宛名印刷・封入・発送業務委託	予定総額 11,190,240		11,190,240	総合企画局市長公室広報担当	社会福祉法人京都視覚障害者支援センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
011	令和4年04月01日	令和4年度 きょうと市民しんぶん(全市版)の版下等の制作委託	8,635,440		8,635,440	総合企画局市長公室広報担当	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
012	令和4年04月01日	令和4年度 きょうと市民しんぶん(区版)の版下等の制作委託	19,879,200		19,879,200	総合企画局市長公室広報担当	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
013	令和4年04月26日	令和4年度インターネットを活用した広告掲載業務	9,999,000		9,999,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社JRW日本コミュニケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
014	令和4年05月20日	令和4年度市政PR対談企画業務	13,442,000		13,442,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
015	令和4年08月01日	地下鉄利用促進PRスポットの制作・放送業務	21,175,000		21,175,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社 京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	令和4年04月01日	京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業運営委託	29,700,000		29,700,000	総合企画局国際交流・共生推進室	社会福祉法人カトリック京都司教区カリス会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
017	令和4年04月01日	令和4年度電算システムに係る保守業務	294,469,956		294,469,956	総合企画局情報化推進室情報システム担当	令和4年度電算システム保守業務コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品			
018	令和4年04月01日	口座振替データ授受代行業務等委託	予定総額 15,964,674		15,964,674	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社三菱UFJ銀行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019	令和4年04月01日	京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託	9,336,690		9,336,690	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和4年04月01日	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託	24,222,000		24,222,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021	令和4年04月01日	京都市マイナンバー連携システム Edge IEモード対応に係るモジュール適用等業務委託	12,051,963		12,051,963	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システムEdge IEモード対応に係るモジュール適用等業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022	令和4年04月01日	新基幹業務システム稼働環境保守等業務委託	56,870,616		56,870,616	総合企画局情報化推進室情報システム担当	東芝デジタルエンジニアリング株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品			
023	令和4年04月01日	アプリ基盤ソフトウェア保守業務委託	13,219,470	8,812,980	8,812,980	総合企画局情報化推進室情報システム担当	アプリ基盤ソフトウェア保守業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
024	令和4年04月01日	パッチ基盤ツール類保守業務委託	5,940,000		5,940,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	キャノンITソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終 (現時点)							
025	令和4年04月01日	基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託	29,040,000		29,040,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
026	令和4年04月01日	令和4年度行政業務基盤システム運用保守委託	21,780,000		21,780,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	令和4年度行政業務基盤システム運用保守委託業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
027	令和4年04月01日	京都市データセンターの使用に係る個別契約 (共用部分他37ラック)	74,403,120		74,403,120	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
028	令和4年04月01日	京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託	81,070,000		81,070,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
029	令和4年04月01日	電子計算機 NEC ACOSシステム機器賃借 (サーバ等)	13,803,000		13,803,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	電子計算機NEC ACOSシステム機器賃借 (サーバ等) に係る賃貸借業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
030	令和4年04月01日	基幹系共通基盤ネットワーク機器等に関する監視業務委託	6,072,000		6,072,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
031	令和4年04月01日	京都市クラウド基盤機器等保守委託	32,905,290		32,905,290	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
032	令和4年05月24日	自治体システム標準化に向けた共通基盤等に係る追加機能の構築に向けた調査業務 (第2期)	5,890,500		5,890,500	総合企画局情報化推進室情報システム担当	自治体システム標準化に向けた共通基盤等に係る追加機能の構築に向けた調査業務 (第2期) コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
033	令和4年08月03日	京都市データセンターの使用に係る個別契約 (ACOSシステム)	9,300,500		9,300,500	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
034	令和4年09月13日	情報セキュリティ対策等支援業務委託	25,740,000		25,740,000	総合企画局情報化推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当	情報システム監査株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
035	令和4年04月01日	文書管理システムの運用保守	23,232,000		23,232,000	総合企画局情報化推進室情報管理担当	京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
アドバイザーボード「KYOTO INNOVATION LAB」(仮称)に係る企画運営業務
- 2 担当所属名
総合企画局都市経営戦略室
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年5月17日
(変更後) 令和4年8月30日
- 4 履行期間
令和4年5月17日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区日本橋富沢町9-4 日本橋富沢町ビル501
プロトスター株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 8,954,000円
(変更後) 10,109,000円
- 7 契約内容
アドバイザーボード「KYOTO INNOVATION LAB」(仮称)の企画、運営業務を委託する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
令和4年度アドバイザーボード「KYOTO INNOVATION LAB」(仮称)に係る企画運営業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による、「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの(情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、事務のアウトソーシング、工事の設計等の契約が該当する可能性があると考えられる。)」に該当するため、プロポーザルにより、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定した。
提出された企画提案書に基づき、提案内容、業務体制、実績等について審査した結果、審査員の評価点の平均を6割以上獲得したのがプロトスター株式会社であったため。

<変更理由>

当初契約した、委託業務の内容に追加が生じたため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室SDGs・地方創生推進担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区福大明神町128番地
株式会社ツナグム
- 6 契約金額（税込み）
5,144,920円
- 7 契約内容
移住希望者からの電話や電子メール、面談等による相談対応のほか、移住に関する情報発信を行う移住サポートセンターの運営業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市移住サポートセンターの運営に当たっては、移住を検討・希望されている方々が安心して相談できる対応能力・体制を有するだけでなく、移住希望者等の多様なニーズやライフスタイルに併せた相談対応等を実施していく必要があり、委託事業者には地方移住に関する幅広い知識、経験ネットワーク等が求められることから、委託事業者の選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適しない。
本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などを審査するプロポーザル方式を実施し提出された資料に基づき審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室SDGs・市民協働推進担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区平河町2丁目7番9号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
- 6 契約金額（税込み）
8,998,000円
- 7 契約内容
本市が抱える行政課題等に対し、民間企業等と連携して課題解決に取り組む、公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」に関して、下記の業務を行う。
 - ・公民連携・課題解決推進事業の全体コーディネート
 - ・公民連携専門員の派遣
 - ・公民連携ラボの運営支援及び相談体制の構築
 - ・公民連携・課題解決推進事業の実施に関する成果報告会の企画・実施
 - ・公民連携・課題解決推進事業の専用WEBサイトにおける課題記事作成業務受託者との連携
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、庁内より行政課題等を抽出し、公民連携による解決への行動を促すような形にまで見える化して公開するとともに、スタートアップ企業をはじめ、民間企業等の有する技術やノウハウの活用による提案とのマッチングを図り、プロジェクトチーム（公民連携ラボ）を立ち上げ、実践を通じて、施策・事業への反映を図っていく必要があり、委託事業者には、当該事業のマネジメントや、各ラボの支援に関する幅広い知識、経験、能力、ネットワーク等が求められる。
事業者選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札は適さない。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により提案の募集を行い、審査した結果、令和4年3月25日に上記事業者を受託候補者として決定したことから、これを契約の相手方とするものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度「戦略的首都圏企業連携推進業務」企画・運營業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局東京事務所
- 3 契約締結日
令和4年7月8日
- 4 履行期間
令和4年7月8日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木1丁目6-1泉ガーデンタワー36F
フォースタートアップス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,475,145円
- 7 契約内容
スタートアップ企業をはじめとした首都圏企業の京都進出を促進する。そのため、首都圏企業に対して、京都市が歴史都市、観光都市としての強みに加えて、ビジネス環境においても多くの強みを有していることを訴求し、京都で暮らし、京都から働く、新たなスタイル「Kyo-working | 京ワーキング」の認知度向上・実践促進に取り組む。取組に当たっては、企業の京都進出の検討過程（知る→検討する→行動する）に沿って、効果的に施策を展開する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を委託する事業者には、京都が持つ魅力を十分理解したうえで効果的かつ効率的に、本市がビジネス面においても多くの強みを有していることを企業に訴求し企業誘致を推進するための企画力及び情報発信能力等が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札には適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式による委託事業者選定を実施し、最も高い評価を得た候補者と委託した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度戦略的広域シティPR業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区北青山一丁目3番6号 SIビル青山5階
株式会社フルハウス
- 6 契約金額（税込み）
金20,000,000円
- 7 契約内容
 - ・京都市が提供するプレスリリース等の配信及び取材依頼等の働き掛け
 - ・京都市政PRコンテンツの制作
 - ・メディアとのタイアップによる露出獲得
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を委託する事業者には、京都が持つ魅力を十分理解し、効率的かつ効果的にメディアに伝達する企画力や情報発信能力等が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札には適さないため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により、提案の募集を行い審査した結果、令和4年3月28日に上記事業者を受託候補者として決定したことから、これを契約の相手方としている。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市公式ホームページ運用保守業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区烏丸通松原上ル東側
キシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金8,002,500円
- 7 契約内容
京都市公式ホームページ運用・保守業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市公式ホームページ「京都市情報館」で使用しているホームページ作成支援システムは、上記相手方が独自に構築したシステムを採用しており、技術情報やノウハウは一般に公開されておらず、同社のみが有している。
運用・保守にあたっては、ホームページ作成支援システムの技術情報やノウハウに関する知識が必要となり、本契約は競争入札に適しないことから、上記相手方と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度 テレビ広報における市政PRスポットの放送業務（4月～6月）
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和4年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社 京都放送
- 6 契約金額（税込み）
5,940,000円
- 7 契約内容
京都市政PRスポット30秒のテレビCM映像を360GRP（延べ視聴率）分放送する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回委託する業務については、市の事業などを効果的に発信するため、京都市民向けの情報提供に重点を置き、京都の情報を求める視聴者層を持つ放送局に委託を行うことが必要であるが、京都府内でこれらを満たす放送局は府内唯一の独立放送局である京都放送のみである。したがって、件業務は京都放送以外では不可能であるため、競争入札に適しておらず、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務を実施できる者が京都放送のみであるため契約締結相手方とする。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度「声による市民しんぶん」（テープ版・デージーCD版）の制作及び発送委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11
公益社団法人京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額（税込み）
10,907,460円
- 7 契約内容
「声による市民しんぶん」の制作及び発送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「声による市民しんぶん」の制作については、視覚障害者に対する知識や朗読にあたっての長年の経験が必要である。例えば、図表で示されている部分のように視覚では容易に理解できても、音声で伝える場合は朗読方法を工夫しなければ理解できないことがある。また、発送業務等で視覚障害者との連絡調整も必要であり、点字を読むことができない方への配慮も必要なため、この点においても対応に知識や経験が求められる。
以上の理由により競争入札に適さないため、本契約は随意契約で行うこととする。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都府視覚障害者協会は、「声による市民しんぶん」以外にも視覚障害者向けのカセットテープによる情報媒体を制作及び発送しているため、必要な知識や技術等の経験が豊富である。また、朗読ボランティアとの関わりも深く、多くのボランティアの協力を得て朗読作業を円滑に行うことが可能な事業者であり、市内において、市民しんぶん校了日の翌日から発行日までのわずかな期間に制作・発送可能な唯一の団体である。よって、同協会に「声による市民しんぶん」の制作を委託する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度市政広報ポスター「京都市民ニュース」の掲出
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区太秦下刑部町12番地
京都市（交通事業）
- 6 契約金額（税込み）
12,358,060円
- 7 契約内容
市バス・地下鉄の全車両に市政広報ポスター「京都市民ニュース」の掲出
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市バス及び地下鉄へのポスターの掲出は、市バス・地下鉄事業を運営している京都市（交通事業）のみが契約先となるため、競争入札には適しないので、京都市（交通事業）と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度点字版市民しんぶん（全市版・区版）製作・宛名印刷・封入・発送業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区大枝東長町1-67
社会福祉法人京都視覚障害者支援センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）11,190,240円
- 7 契約内容
「点字版市民しんぶん」の制作及び発送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
社会福祉施設の支援を目的とする契約のため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度 きょうと市民しんぶん（全市版）の版下等の制作委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社 I T P
- 6 契約金額（税込み）
8, 635, 440円
- 7 契約内容
令和4年度「きょうと市民しんぶん」（全市版）の版下（拡大版を含む）の制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすく伝える必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方（方針）等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適しないため、プロポーザル方式により業者を選定し、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和4年1～3月に市民しんぶん（全市版）版下制作業務の委託事業者選定をプロポーザル方式により実施し、株式会社 I T P が最も高い評価を得たため、同社に本業務を委託する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度 きょうと市民しんぶん（区版）の版下等の制作委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社 I T P
- 6 契約金額（税込み）
19,879,200円
- 7 契約内容
令和4年度「きょうと市民しんぶん」（区版）の版下（拡大版を含む）の制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすく伝える必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方（方針）等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適しないため、プロポーザル方式により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和4年1～3月に市民しんぶん（区版）版下制作業務の委託事業者選定をプロポーザル方式により実施し、株式会社 I T P が最も高い評価を得たため、同社に本業務を委託する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度インターネットを活用した広告掲載業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和4年4月26日
- 4 履行期間
令和4年4月26日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入る東塩小路町614
株式会社JR西日本コミュニケーションズ
- 6 契約金額（税込み）
金9,999,000円
- 7 契約内容
令和4年度インターネットを活用した広告掲載業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
この事業における事業者の選定については、投稿記事及び添付画像等の作成、WEBサイト作成等専門的な知識や技能が求められるため、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適さない。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により、提案の募集を行い審査した結果、令和4年4月26日に上記、事業者を受託候補者として決定したことから、これを契約の相手方としている。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度市政PR対談企画業務
- 2 担当所属名
総合企画局 市長公室（広報担当）
- 3 契約締結日
令和4年5月20日
- 4 履行期間
契約の日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社ITP
- 6 契約金額（税込み）
13,442,000円
- 7 契約内容
対談・インタビューなどを通じて、京都市長自らが市の重要施策について語り、それをテーマに応じた最適な媒体に掲載することで、効果的に市政情報を発信する「市政PR対談企画業務」の実施。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
この事業における事業者の選定は、価格以外の要素における評価によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札による業者選定は適していない。そこで、企画・制作力等を審査するプロポーザル形式で、委託候補先を選定し、随意契約の締結に至った。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルを実施した結果、株式会社ITPの提案内容が優れており、委託業務を遂行するに十分な能力があると認めため、同社を委託候補先として選定した。その後の協議でも委託先として能力があることを確認し、契約に至った。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地下鉄利用促進PRスポットの制作・放送業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和4年8月1日
- 4 履行期間
令和4年8月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社 京都放送
- 6 契約金額（税込み）
21,175,000円
- 7 契約内容
京都市営地下鉄の利用を促進するPRスポット映像（30秒）を3本制作し、KBS京都のテレビCM、地下鉄駅デジタルサイネージ、市公式YouTubeで放送する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回の業務は、京都市民に対して地下鉄の利用を促すことに重点を置いている。故に、京都密着の情報を求める視聴者層を持つ放送局に委託を行うことが必要であるが、京都府内でこれらを満たす放送局は、府内唯一の独立放送局である京都放送のみである。したがって、本件業務は京都放送以外では不可能であるため、競争入札に適用せず、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務を実施できる者が京都放送のみであるため契約締結相手方とする。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業運営委託
- 2 担当所属名
総合企画局国際交流・共生推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都市中京区河原町通り三条上る下丸屋町423番地
名称：社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
- 6 契約金額（税込み）
29,700,000円
- 7 契約内容
ア 多文化共生を推進する事業の実施
イ 多文化共生に関する活動の担い手養成
ウ 多文化共生に関する情報提供及び広報活動等
エ 調査・研究
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、住民主体の多文化共生による地域づくりを推進することを目的としているところ、受注者の選定に当たっては、価格に加えて、これまでに培ってきたノウハウ、技術、経験等を総合的に審査し、相手方を選定する必要がある、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により、提案の募集を行い、価格に加えて、これまでに培ってきたノウハウ、技術、経験等を総合的に審査した結果、上記事業者を受注候補者として決定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度電算システムに係る保守業務
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和4年度電算システム保守業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
294,469,956円
- 7 契約内容
日本電気株式会社製のV I Sと呼ばれる汎用コンピュータ上で稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業及びこれらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守業務をする電算システムは、コンソーシアム代表者である日本電気株式会社製の汎用コンピュータ上で稼働しており、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行を行うことができない。
したがって、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグル

ープ企業等であり、高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを相手方に選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
口座振替データ授受代行業務等委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地
株式会社三菱UFJ銀行
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 15,964,674円
- 7 契約内容
市税や保険料等の口座振替を依頼するデータを、本市と金融機関の間において授受代行する業務や、金融機関の口座振替実施結果データを本市へ納品する業務、その他付随する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を行うための口座振替収納システムについては、本市の指定金融機関である三菱UFJ銀行が提供するシステムを使用する必要がある。したがって、他者との競争が成立せず、競争入札に適しないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,336,690円
- 7 契約内容
京都市マイナンバー連携システムに係る機器の保守作業（令和4年度分）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、日本電気株式会社が構築した京都市マイナンバー連携システムを対象としており、障害原因の特定及び対処のためにシステムの設定等の知識が必要であり、本業務を履行できるのは、同社を代表としたコンソーシアムしか存在しないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,222,000円
- 7 契約内容
中間サーバーへの副本登録や符号取得といった運用業務及び番号法に基づく情報提供・情報照会を行うマイナンバー連携システムの保守及び運用を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、日本電気株式会社が構築した京都市マイナンバー連携システムを対象としており、システム設定、プログラム製造及び実行を行うには同社が著作権を有するソフトウェアが必要であり、本業務を履行できるのは同社を代表とするコンソーシアムしか存在しないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システム Edge IEモード対応に係るモジュール適用等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システム Edge IEモード対応に係るモジュール適用等業務委託に係る
コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,051,963円
- 7 契約内容
京都市マイナンバー連携システムの稼働環境となるウェブブラウザにおいて、現在使用している
Internet Explorerが令和4年6月にサポート終了となることから、後継ブラウザのEdgeに対応する
ための業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、日本電気株式会社が構築した京都市マイナンバー連携システムを対象としており、業
務を履行するには、同社が著作権を有するパッケージソフトウェアへの改修モジュール適用と、そ
れに伴う影響範囲の調査及び要件定義が必要であり、本業務を履行できるのは同社を代表とするコ
ンソーシアムしか存在しないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新基幹業務システム稼働環境保守等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大淀中1丁目1-30 梅田スカイビルタワーウエスト33階
東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所
- 6 契約金額（税込み）
56,870,616円
- 7 契約内容
新基幹業務システム及び業務システムが稼働する環境の保守、運用管理に係る業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行にあたって必要とされる、対象のシステム及びシステム稼働環境についての十分な知識と経験を有し、受託意思のある事業者が当該相手方のみ限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
アプリ基盤ソフトウェア保守業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年4月1日
(変更後) 令和4年9月30日
- 4 履行期間
(当初) 令和4年4月1日から令和4年12月31日まで
(変更後) 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
アプリ基盤ソフトウェア保守業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 13,219,470円
(変更後) 8,812,980円
- 7 契約内容
本市のアプリ基盤で利用するソフトウェアを安定的に稼働させるための保守業務を委託するもの
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本契約の保守対象となっているソフトウェア類はいずれもアプリ基盤を構成し、その運用に不可欠な要素であり、これらにトラブルが発生した際には直ちに原因を特定し、復旧させる必要がある。
これらが確実に維持されなければ、アプリ基盤及び、アプリ基盤を利用する各業務システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービスの提供に支障が生じるなど市民生活に多大な影響を与えることになる。
本契約を滞りなく履行できる者は、アプリ基盤を設計・構築し、保守対象のソフトウェアの導入作業を行った日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社に限られることから、両社のコンソーシアムを契約相手方として業務を委託するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
バッチ基盤ツール類保守業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区土佐堀2-2-4 土佐堀ダイビル
キャノンITソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,940,000円
- 7 契約内容
令和2年度に稼働したオープン化バッチシステムの保守運用に必要なツール類の保守業務を委託するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
オープン化システムの安定的な運用が維持されなければ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることに直結する。
本契約の保守対象となっているツール類はいずれもオープン化システム稼働に不可欠なサービスを提供しているものであり、これらにトラブルが発生した際には直ちに原因を特定し、復旧させる必要があるが、本業務を履行できる者は、保守対象となっているツール類の開発を行ったキャノンITソリューションズ株式会社に限られる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,040,000円
- 7 契約内容
主に下記の業務を委託する。
(1) 基幹系業務システムの運用維持管理
(2) 共通基盤システムの運用維持管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の業務遂行には、以下の理由により、高度な専門知識及び技術情報が求められることから、両システムを開発したシステム開発ベンダである日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムへ一括して委託するものである。
①基幹系業務システムの運用維持管理
汎用電子計算機は日本電気株式会社製であり、当該機器の運用においては、同社が著作権を保有するオペレーティングシステムや汎用電子計算機用ユーティリティの使用が必要であること。
②共通基盤システムの運用維持管理
共通基盤システムは、行政業務システムの根幹となる職員認証等、極めて高度な技術によって設計、構築されており、当該システムを安定かつ確実に運用するためには、システム設計及び構築時の詳細な技術情報が不可欠であること。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度行政業務基盤システム運用保守委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和4年度行政業務基盤システム運用保守委託業務に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,780,000円
- 7 契約内容
 - (1) ソフトウェア保守
 - (2) システム監視
 - (3) 障害復旧作業
 - (4) 障害履歴管理
 - (5) 機器の構成管理
 - (6) システム関連問い合わせ
 - (7) システムリソース管理支援及び報告
 - (8) システム稼働状況報告（稼働統計の提出による報告）
 - (9) システム障害復旧支援及び障害原因調査（緊急対応及びメンテナンスレポートの提出による調査報告）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、行政業務基盤システムの保守を行うものであり、これらに関する技術情報を保有し熟知している必要がある。そのため、現行のシステムの保守業者であり、かつ、システムの設計業者である日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムに作業を委託するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市データセンターの使用に係る個別契約（共用部分他37ラック）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
代表 西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
74,403,120円
- 7 契約内容
情報システムのサーバやネットワーク機器を設置するためのデータセンターの共用部分、ラック等の賃借及び遠隔地バックアップサービスの利用
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市データセンターのラックの賃貸借契約に当たり、西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする「京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム」が当該設備の所有者で唯一の契約相手であり、競争性が生じないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託

2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

81,070,000円

7 契約内容

本市は、基幹業務システムの稼動環境として、プライベート・クラウド型のITインフラであるクラウド基盤と認証機能や帳票印刷等の共通機能を提供するアプリ基盤を構築し、基幹系共通基盤として稼動させている。また、現行の汎用機から基幹系共通基盤へデータ連携を行う新旧連携システムやLGWAN接続用の仮想化基盤も併せて稼動させている。

本件は、これらの基盤等の安定稼動を実施するための運用管理、運用手順の改善、及びその他障害対応等に係わる業務を委託するものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託には、基幹系共通基盤の稼動に欠かせない新旧連携システムの運用管理が含まれている。

新旧連携システムは、現行の日本電気株式会社（以下「NEC」という。）製の大型汎用コンピュータ（以下「汎用機」という。）が保有するデータを基幹系共通基盤側へ連携する仕組みを提供するものであり、安定かつ確実に運用するためには、汎用機の動作と連携データに関する知識が必要であるとともに、NECが著作権を有する汎用機用のソフトウェアについても使用する必要がある。

上記の履行が可能な特殊技術を持つ者は、新旧連携システムを構築するとともに汎用機の運用も実施しており、かつ、汎用機に関する排他的な著作権を有しているNECに限られることから、同社を契約相手方として運用管理業務を委託するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子計算機 NEC ACOSシステム機器賃借（サーバ等）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
電子計算機NEC ACOSシステム機器賃借（サーバ等）に係る賃貸借業務コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
13,803,000円
- 7 契約内容
(1) 機器及びソフトウェアの賃借
(2) 機器及びソフトウェアの保守管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。

上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。

このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。

本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、令和2年4月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社JECを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
基幹系共通基盤ネットワーク機器等に関する監視業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,072,000円
- 7 契約内容
基幹系共通基盤を構成するネットワーク機器等に係る監視業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の履行に当たっては、システム監視用ネットワークを介して「監視対象機器の稼働状態の把握」や「障害発生時のアラート通報」を行うため、当該ネットワークの構成及びその運用を熟知している必要があります。また障害が発生した際には、適切に原因を究明できるだけの本市ネットワーク全体の知見も必要となる。
以上の条件を満たす者は、現在、本市ネットワーク運用管理業務を受託するアライドテレシス株式会社以外にないことから、同社を相手方に選定し随意契約を行う
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市クラウド基盤機器等保守委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
32,905,290円
- 7 契約内容
本委託業務は、本市の基幹業務システムの稼働環境であるクラウド基盤の機器等の保守を委託するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守対象となる機器は、基幹業務システムの稼働環境であるクラウド基盤を構成するもので、トラブルが発生した際には、市民影響を最小限に抑えるため、直ちに原因を特定し、部品交換や代替機による復旧を行わなければならない。
障害時の復旧を迅速かつ確実に行うためには、サーバ機器やネットワーク装置の技術仕様を把握し、クラウド基盤のセットアップ内容やストレージ機器の結線等、構築時の各種設定に関する知識が必要となる。
上記の履行が可能な特殊技術を持つ者は、クラウド基盤機器の製造元であり、かつ構築作業を実施した日本電気株式会社に限られることから、同社を契約相手方として機器保守業務を委託するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自治体システム標準化に向けた共通基盤等に係る追加機能の構築に向けた調査業務（第2期）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年5月24日
- 4 履行期間
令和4年5月25日から令和5年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
自治体システム標準化に向けた共通基盤等に係る追加機能の構築に向けた調査業務（第2期）コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,890,500円
- 7 契約内容
本調査業務は国の標準仕様書に準拠したシステムの導入に向け、共通基盤等の追加機能の構築に必要なデータ分析機能検討及びネットワーク設計分析を実施するための基礎調査を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本調査業務は、令和3年度に実施した第1期調査に継続して、「標準準拠システムに向けた共通基盤等追加機能の構築」に必要なデータ分析、機能検討及びネットワーク設計分析を実施するための基礎調査となる。本市の現行システムは、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）が開発した汎用機（以下「ACOS」という。）及びACOSと連携するシステムを使用して、長年運用されている。標準準拠システム構築には、このACOSに保存されている情報（宛名、共通データ等）を正確に抽出し、適切な変換を行ったうえで共通基盤等として再構築することが必須となる。ACOS内のファイルシステム及び文字コードは、NEC固有の技術により開発されたものであり、その技術情報の詳細は公開されていないうえ、NECが著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、データの仕様及びそれに関連する動作等分析を行うことはできない。また、ACOSには複数のシステム（コンビニ交付サーバ、マイナンバー連携サーバ、住基ネットワーク等）が特殊なプロトコル（NEC独自）で複雑に接続されており、現在の基幹系共通基盤の運用保守事業者であるNEC以外では、ネットワークを含めた全体を俯瞰した動作分析を行えない。したがって、本業務を履行できるのはNECに限られることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、随意契

約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市データセンターの使用に係る個別契約（ACOSシステム）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和4年8月3日
- 4 履行期間
令和4年11月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
代表 西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,300,500円
- 7 契約内容
ACOSシステムのサーバ設置に伴う電源設備やラック調整架台、ラック等の賃借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市データセンターのラックの賃貸借契約に当たり、西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする「京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム」が当該設備の所有者で唯一の契約相手であり、競争性が生じないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
情報セキュリティ対策等支援業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当
- 3 契約締結日
令和4年9月13日
- 4 履行期間
令和4年9月13日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
情報システム監査株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,740,000円
- 7 契約内容
本市の情報セキュリティ対策及びITガバナンスの更なる強化の的確な実施に向け、専門的知見を有する事業者から取り組むべき施策の助言、提案及び業務支援等を受けるもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の目的を達成するためには、行政の情報セキュリティ対策及びITガバナンスに関する幅広くかつ専門的な知見、また、情報システムの調達仕様や調達経費の適正化、費用対効果の向上を図るための実施体制等が求められるものであり、その選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札には適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式による委託事業者選定を実施し、最も評価が高かった候補者に委託した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
文書管理システムの運用保守
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報管理担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,232,000円
- 7 契約内容
文書管理システムを円滑に稼働させ、機能を保持するため、保守計画を策定し、ソフトウェア製品の保守、障害対応、問合せ対応等を行う「システム運用管理保守業務」及び制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更を行う「システム基盤保守業務」を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
文書管理システムは、日本電気株式会社が著作権を有しているソフトウェアに、本市の文書事務に合わせて変更を加えたものであり、制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更、障害発生時の不具合（ソフトウェアに起因する不具合を含む。）の修正などの当該システムの保守業務（ソフトウェアの改変を含む。）を行えるのは、当該システムの基となる当該ソフトウェアの著作権を有している日本電気株式会社である。このため、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないことから、日本電気株式会社が代表者を務めるコンソーシアムと随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

